

佐賀県規則第27号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和42年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業区分		分担金の率	事業区分		分担金の率
法第2条第2項に規定する土地改良事業	かんがい排水事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率 (1) 離島振興対策実施地域等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を	法第2条第2項に規定する土地改良事業	かんがい排水事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率 (1) 離島振興対策実施地域等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を

改正前		改正後	
	<p>含む。)又は受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。以下同じ。)において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの20/100(多額の事業費を要するダム建設事業として知事が別に指定するもの(以下「指定ダム建設事業」という。)にあつては、15/100)</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 25/100(指定ダム建設事業にあつては、20/100)</p>		<p>含む。)受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)又は<u>柵田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項に規定する指定柵田地域</u>をいう。以下同じ。)において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの20/100(多額の事業費を要するダム建設事業として知事が別に指定するもの(以下「指定ダム建設事業」という。)にあつては、15/100)</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 25/100(指定ダム建設事業にあつては、20/100)</p>
略		略	
小規模ため池整備事業	20/100	小規模ため池整備事業	<p>次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(1) <u>離島振興対策実施地域等(受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域を除く。)</u>を含む市町において行うものうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの</p>

改正前			改正後		
					<u>15/100</u> （防災重点ため池に係る事業（令和2年度以降に国が採択したものをいう。以下同じ。）にあつては、 <u>12/100</u> ）
	略			略	(2) 前号に掲げる事業以外の事業 <u>20/100</u> （防災重点ため池に係る事業にあつては、 <u>17/100</u> ）
略			略		
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">分担金納入義務者</p> <p style="text-align: right;">氏 _____ 名 ⑩</p> <p>略</p> <p>年 月 日付け<u>土改第</u> 号で決定（変更決定）通知のあつた佐賀県営土地改良事業分担金等条例第2条第1項の規定により徴収される 年度県営土地改良事業分担金について、その納入計画を佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則第3条第2項の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p>			<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">分担金納入義務者</p> <p style="text-align: right;"><u>住所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏名</u></p> <p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>年 月 日付け<u>第</u> 号で決定（変更決定）通知のあつた佐賀県営土地改良事業分担金等条例第2条第1項の規定により徴収される 年度県営土地改良事業分担金について、その納入計画を佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則第3条第2項の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p>		
略			略		
<p><u>注</u> 法人その他の団体の場合にあつては、担当者の役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他</p>					

改正前	改正後
<p>様式第3号（第4条関係） 略</p> <p style="text-align: center;">分担金納入義務者</p> <p style="text-align: center;">氏 _____ 名 ⑩</p> <p>略</p> <p>1～4 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>の方法により提出の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>様式第3号（第4条関係） 略</p> <p style="text-align: center;">分担金納入義務者</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>1～4 略</p> <p><u>注 法人その他の団体の場合にあつては、担当者の役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則別表第1の規定は、令和2年度分の分担金から適用する。